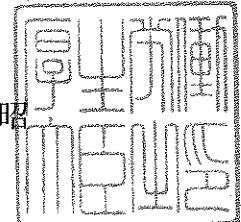




厚生労働省発食安0812第1号
平成22年8月12日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

6, 7-ジヒドロー-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン



文

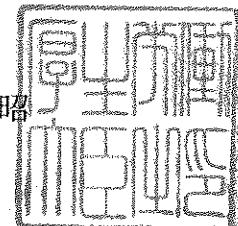
厚生労働省発食安0812第2号
平成22年8月12日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣

長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

ピラジン

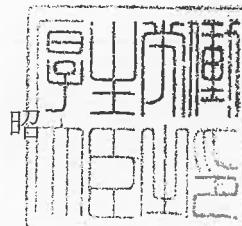


大

厚生労働省発食安0811第1号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

アセタミブリド

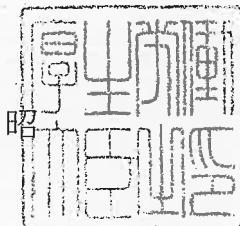


大

厚生労働省発食安0811第2号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全委員会について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品安全委員会（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クレソキシムメチル

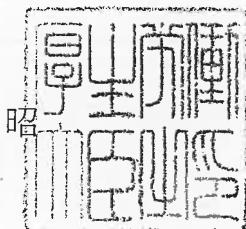




厚生労働省発食安0811第3号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロラントラニリプロール

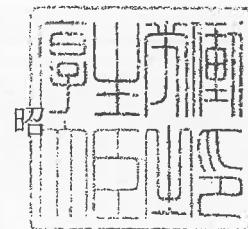


大

厚生労働省発食安0811第4号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全委員会について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品安全委員会（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロルピリホス

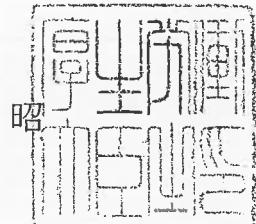


大

厚生労働省発食安0811第5号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ジカンバ

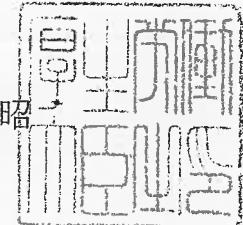


大

厚生労働省発食安0811第6号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全基本法について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品安全基本法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

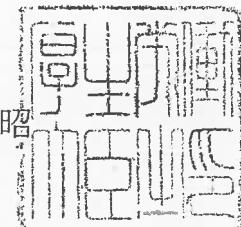
スピロメシフェン



厚生労働省発食安0811第7号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

チフルザミド

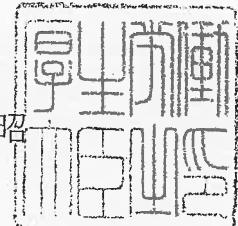


大

厚生労働省発食安0811第8号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

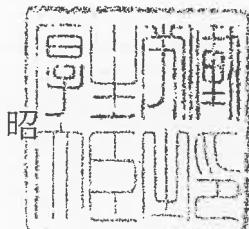
トリフルキシストロビン



厚生労働省発食安0811第9号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ビフェントリン

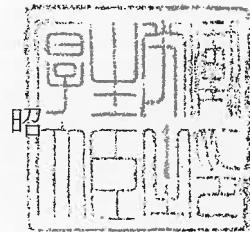


文

厚生労働省発食安0811第10号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピリダリル

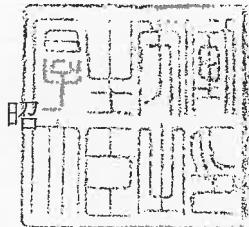


大

厚生労働省発食安0811第11号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全基本法について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品安全基本法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

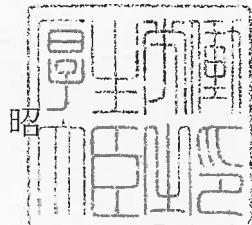
フルチアニル



厚生労働省発食安0811第12号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件

記

食品安全基本法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

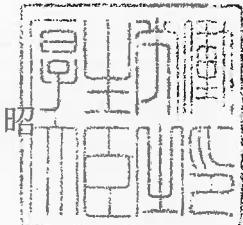
プロペナゾール



厚生労働省発食安0811第13号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ハロキシホップ

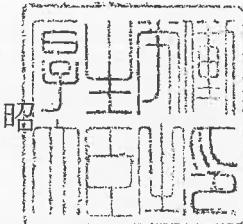


大

厚生労働省発食安0811第14号
平成22年8月11日

食品安全委員会
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品安全委員会 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品安全委員会（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

メビンホス

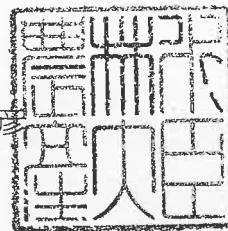




22 消安第4385号
平成22年8月12日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 山田 正彦



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること

ジカンバ



食品健康影響評価の審議状況

(平成22年8月18日現在)

区分	要請件数 うち 22年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 22年度分		意見 募集中	審議中
添加物	107	7	107	94	6	1	12
農薬	562	33	562	323	18	13	226
うちポジティブリスト関係	222	13	222	118	9	11	93
うち清涼飲料水	93	0	93	21	1	0	72
うち飼料中の残留農薬基準	7	5	7	0	0	0	7
動物用医薬品	287	2	287	261	19	2	24
うちポジティブリスト関係	65	0	65	46	3	0	19
化学物質・汚染物質	57	2	59	37	1	0	22
うち清涼飲料水	48	0	48	29	0	0	19
器具・容器包装	13	0	13	4	0	0	9
微生物・ウイルス	4	0	5	5	0	0	0
プリオン	11	0	13	19 ^(注4)	0	0	2
かび毒・自然毒等	4	0	6	4	0	0	2
遺伝子組換え食品等	118	11	118	94	4	3	21
新開発食品	69	0	70	62	0	0	8
肥料・飼料等	127	0	127	35	5	0	92
うちポジティブリスト関係	77	0	77	9	3	0	68
担当専門調査会未定 ^(注5)	0	0	1	0	0	0	1
肥飼料・微生物合同	1	0	1	1	0	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	0	1	1	1	0	0
合計	1362	55	9	1371	54	19	420

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分終了)。

5 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」1件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成22年8月18日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品 健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/7/2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサルジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイシン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーティン」)、牛の乳房注入剤(KPドライー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミニノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条

第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動物 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム
18/5/22	厚	農薬 ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメトプリム、メロキシカム) ☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品／飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動物 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆
19/3/6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシン☆、スルファモノメトキシン☆ 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆	3
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆>	3
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェシン<一部☆>	4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリソ☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメトリソ<一部☆>、アゾシクロチソ及びシヘキサチン☆	6
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、フルフェナセット☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	4
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/3	厚	農薬 1,3-ジクロロプロパン<一部☆>、シクラニリド☆	3
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチソ☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、ベノキサコール☆	8
20/3/11	厚・農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研”ポールセーバー MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)	10

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/3/25	厚	農薬 TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメトロジン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆	10
20/4/1	厚	農薬 アラクロール	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚	農薬 ペンディメタリン<一部☆>	2
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物 エフロトマイシン☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆	1
21/1/20	厚	農薬 フラメトピル<一部☆>	4
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬 エチクロゼート<一部☆>	2
21/2/3	厚	農薬／動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	9
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/3	厚	動薬 モネパンテル	1
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆	5
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、デオキシニバレノール及びニバレノール◎、食品中のヒ素◎	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度

に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
21/3/24	厚	農薬 メトコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	5
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬／動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/6/9	厚	農薬 フルオピコリド、フェントエート<一部☆>	3
21/8/4	厚	農薬 ピリベンカルブ	1
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品・飼料)	4
21/10/27	厚	農薬 フロニカミド、トリシクラゾール<一部☆>	3
21/10/21	農	農薬 イミダクロプロリド<飼>、クロルピリホス<飼>	2
21/11/2	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品・飼料)、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品・飼料)	4
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)	2
21/11/20	厚・農	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	農薬 インダノファン■	1
22/1/5	厚	農薬及び動薬 イソプロチオラン■	2
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/18	消	特定保健用食品 ポリフェノール茶■、リプレS■、トリグリティー■、ミドルケア粉末ステイック■	4
22/1/25	厚	農薬 イミダクロプリド■、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	7
22/2/16	厚	農薬 MCPA<一部☆>■、グリホサート<一部☆>■、ピリダベン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬及び動薬 ジノテフラン■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共に動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスペラギン☆、β-アポ-8'-カルチノン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カルテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆<農薬用途もあり>、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆<農薬用途もあり>、バリン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆	35

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸■、ピュアカム葉酸 MV■、まめちから大豆ペプチドしようゆ■	3
22/2/23	厚	農薬 トルフェンピラド■、ベンチアバリカルブイソプロピル■、2,4-D☆	3
22/3/1	厚	農薬 マンジプロパミド■、ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスマット☆	4
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎	2
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆、セファロニウム☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 セデカマイシン☆、モランテル☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	2
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統■	1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料)■	1
22/4/16	厚	農薬 フルトリアホール<一部☆>■	2
22/5/10	厚	添加物及び農薬 ピリメタニル<一部☆>■	3
22/5/10	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS)■	2
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセット■、ヨウ化メチル■	2
22/6/7	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(飼料)■	1
22/6/8	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(食品)、GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム、HIS-No.1株を利用して生産されたL-ヒスチジン■	3
22/6/11	厚	水道に供給される水の水質基準の改正について	1
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン、5-エチル-2-メチルピリジン	2
22/6/18	厚	農薬 エトフメセート■、テブフロキン■、ピラクロニル■、フルフェノクスロン■	4
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆	4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象
22/7/5	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統と除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種を除く。)■、VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリン■、 2
22/7/5	厚 農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統■ 2
22/7/12	厚	添加物 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン 2
22/8/12	厚	農薬 アセタミブリド、クレゾキシムメチル<一部☆>、クロラントラニリプロール、クロルピリホス、スピロメシフェン、チフルザミド、トリフロキシストロビン、ビフェントリン、ピリダリル、フルチアニル、プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆、ジカンバ 16
22/8/13	農	農薬 ジカンバ 1

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/12～4/10	農薬 ピメトロジン☆★	1
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/25～7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
22/2/25～3/26	農薬 TCMTB☆★	1
22/4/8～5/7	農薬 ピメトロジンの再審議☆★	1
22/7/8～8/6	農薬 アミトロール<一部☆>、ペンディメタリン<一部☆>★	4
22/7/8～8/6	動薬 モネパンテル★	1
22/7/8～8/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統■、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統■、HIS-No.1株を利用して生産された L-ヒスチジン■★	3
22/7/22～8/20	添加物 5-エチル-2-メチルピリジン	1
22/7/22～8/20	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS)■	2
22/7/29～8/27	農薬 ノレフルラゾン☆、ベノキサコール☆	2

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
22/4/1	厚	農薬 ピリミノバックメチル	1
22/4/1	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統(食品)■	1
22/4/8	厚	農薬 フェンチオン<一部☆><清涼飲料水>	3
22/4/8	厚	農薬及び動薬 スピノサド<一部☆>	4
22/4/8	農	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統(飼料)■	1
22/4/28	環	農用地土壤汚染対策地域の指定要件の改正について	1
22/4/28	厚	添加物 1-ペンテン-3-オール	1
22/4/28	厚	添加物 3-メチル-2-ブテノール	1
22/4/28	厚	動薬 ホスホマイシン<一部☆>、ホスホマイシンナトリウム	3
22/4/28	農	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))(再審査)(抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会。今後、薬剤耐性菌の審議が必要)■ (1)	
22/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合わせの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種を除く。)■	1
22/5/13	厚 農	鶏伝染性ファブリキウス囊病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活性ワクチン(“京都微研”ピッグワイン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマー・アジュバント加)不活性ワクチン(レスピフェンドMH)の再審査■	6
22/5/20	厚	添加物 ピペリジン	1
22/5/20	厚 農	動薬 豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(エンテリゾール イリアイテイスTF,同FC,同HL,同HC)■	2
22/6/3	厚	添加物 ピロリジン	1
22/6/3	厚 農	動薬 アセトアミノフェン、アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジヤー10、アレンジヤー30)■	2
22/6/3	厚 農	動薬 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活性ワクチン(フルシュアER)■	2
22/6/3	厚	遺伝子組換え食品等 THR-No.1株を利用して生産されたL-トレオニン■	1
22/6/10	消	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について※	1
22/6/17	厚	農薬 アセキノシル■、ジチアノン<一部☆■>	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
22/6/24	厚	農薬 イソキサフルトール☆、イマザピックアンモニウム塩☆	2
22/6/24	厚	動薬 クラブラン酸☆、セファレキシン☆	2
22/7/1	厚	動薬 クロルスロン☆	1
22/7/1	厚	農薬 ピコリナフェン☆	1
22/7/15	厚 農	鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査■、動薬 牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキソイド(“京都微研”キャトルワイン-Cl5)の再審査■	4
22/7/15	厚	添加物 2, 6-ジメチルピリジン	1
22/7/22	厚	農薬 アセフェート☆、エチプロール、フルベンジアミド	3
22/7/29	厚	添加物 トリメチルアミン	1
22/7/29	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、ラクトフェン☆	2
22/8/5	厚	農薬 チオベンカルブ	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針